

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第3号

平成31年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月7日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 平成31年2月18日（月）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

平成31年2月18日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1 番	野 沢 聖 子	議 員	2 番	田 中 栄	議 員
3 番	森 田 文 明	議 員	4 番	杉 田 恭 之	議 員
5 番	武 井 誠	議 員	6 番	山 中 基 充	議 員
7 番	新 井 文 雄	議 員	8 番	近 藤 英 基	議 員

不応招議員（なし）

平成31年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 平成31年2月18日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第2号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第 6 議案第3号 平成31年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について

日程第 7 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	野 沢 聖 子	議員	2番	田 中 栄	議員
3番	森 田 文 明	議員	4番	杉 田 恭 之	議員
5番	武 井 誠	議員	6番	山 中 基 充	議員
7番	新 井 文 雄	議員	8番	近 藤 英 基	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊 藤 芳 久	副企業長	石 川 清
監査委員	今 國 喜 栄	事務局長	小 林 秀 之
事務局長	高 篠 保	事務局長	薄 井 貴 行
庶務課長	千 葉 晋 彦	庶務課長	前 原 民 子
給水課長	毛 須 章 久	施設課長	山 崎 利 隆
施設課長	小 林 栄	浄水課長	笠 木 知 之
浄水課長	高 橋 俊 行		

事務局職員出席者

書記	新 井 広 高	書記	坂 本 一 史
書記	和 田 巧		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 杉田恭之議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 杉田恭之議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成31年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

平成30年度も残りわずかとなりましたが、振り返りますと大阪府北部の地震や西日本豪雨、また北海道胆振東部地震など、多くの自然災害に見舞われ、改めて自然災害への備えを日々意識していく必要があると感じたところでございます。

さて、当企業団の水道事業におきましては、各種事業、おおむね順調に推移しているようでございます。これもひとえに、議員の皆様を初め関係各位のご尽力のたまものと感謝を申し上げ、今後におきましてもご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は3件、一般質問は2名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

- 杉田恭之議長 企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。齊藤企業長。
- 齊藤芳久企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成最後の定例会となります平成31年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議

会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のためまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。また、常日ごろより水道事業の進展のためにご尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、今定例会に提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について及び平成31年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についての3議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明を申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◇

◎諸報告

- 杉田恭之議長 次に、本定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

- 杉田恭之議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

7 番 新 井 文 雄 議員

8 番 近 藤 英 基 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

- 杉田恭之議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎議案の朗読省略

○杉田恭之議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎諸般の報告

○杉田恭之議長 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

_____ ◇ _____

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現下の社会情勢等諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員及び企業長等の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第5、議案第2号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第2号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入は特別利益の退職給付引当金戻入において669万1,000円の減額補正を行い、収入の合計を35億1,762万1,000円とし、支出は営業費用で職員数の減少に伴い、職員給与費を減額することなどにより、水道事業費全体において2,274万4,000円の減額補正を行い、支出の合計を30億9,608万8,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算第3条に定める資本的支出につきましては、建設改良費において人事異動等に伴い職員給与において595万8,000円の減額補正を行い、支出の合計を16億728万円とし、その結果、収入が支出に対して不足する額10億9,091万3,000円につきましては、補正予算第3条に記載のとおり補填しようとするものでございます。

次に、補正予算第4条に定める債務負担行為につきましては、当年度以降にわたって債務を負担する事項の承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 8番、近藤でございます。幾つかについてお尋ねしておきたいと思っております。4項についてお聞きいたします。

まず1つとして、当初予算に対して先ほども説明があったのですが、職員数が54から51というような説明があったのですが、パーセンテージからするとかなりのパーセンテージの職員減と思われそうですが、業務に支障がなかったのかどうかお聞きしたい。

2つ目として、先ほども説明があったところでありますが、残業時間についてお尋ねしておきたいと思っております。

それから、3つ目として、職員の健康状態、働き方いろいろ言われている昨今でございますが、その辺の影響はどうであったか。

4つ目としまして、平成29年度の実績と補正予算上の残業時間と、それから時間外手当の額でも示していただきたいと思っております。

まず、最初の1項であります。当初予算に対して補正予算では職員が54から51名に減少したが、業務に支障があったのかなかったのか、これについてご説明をいただきたいと思っております。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 近藤議員さんのご質疑にお答えいたします。

職員数に関しまして、対前年度実績ベースで比較いたしますと、平成29年度の再任用

短時間勤務職員を含む職員数53名に対しまして、平成30年度は職員数51名となり、実質的には2名の職員数の減少により負担はふえておりますが、今年度の業務について支障のないよう職員協力しながら進めております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 ご説明いただきました。1名は新規にということでありますので、今の説明のようで2名減ということになったわけですが、当初予算では1名ふえるので、これでよいということでございますので、私の考えとしても3名少なかったかなというふうに解釈しております。

ただいま、それでも支障のないように協力しながらやったということでありますが、特に現場の技術職、これについての技術的な影響とか、その辺はいかがだったでしょうか。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 現場のほうなのですけれども、おっしゃられますとおり最近では布設替工事とか更新工事がふえておりまして、業務のほうは厳しくはなっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、職員協力しながら効率的に回していくような形で事業のほう行っております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 2項に移ります。残業時間についてお答えいただきたいと思えます。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

予算編成時期となります10月末までの残業時間を対前年度同期の実績と比較いたしますと、平成29年度の約3,900時間に対しまして、平成30年度は約4,300時間となりまして、約400時間の増加となっております。

なお、11月以降の時間外勤務は減少してきており、前年度との差は縮小してきております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 2名減って3,900時間が4,300時間ということで、2名が年間職務につきますと、かなりの時間になると思うのです。それからすると、余り影響は少な

ったように感じるのですが、その辺の捉え方はどうなのでしょう。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 2名減りまして、もう少しふえるかなとは思ったのですが、先ほど申しあげましたとおり職員協力しながらやっておりますので、その辺でそれほど大きな影響はなかったのかなと考えています。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 それでは、3項のほうで職員の健康問題、これについてお尋ねしておきたいと思います。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

現在のところ、仕事量の増加に起因するような健康への支障はございません。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 これも非常に心配になるところでありますが、ただいまの説明ですと、それに起因するようなことは発生しなかったと。よかったなと思うわけであり、職員が心身ともに健康であることが、当水道企業団にとっても非常に大切なことだと思いますので、引き続き職員の健康ということについては、ちゃんと見ていただきたいなど、こう思うところであります。

4項目であります。平成29年度実績と補正予算上の残業時間と時間外勤務手当の額を示していただきたいと思います。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

平成29年度の実績の残業時間は、年間1人当たり約151時間で、全体では5,900時間であるのに対しまして、平成30年度補正予算では年間1人当たり約186時間で、全体では約6,900時間となり、年間1人当たり約35時間、全体では約1,000時間の増加となります。

また、時間外勤務手当額を比較しますと、平成29年度の1,560万円に対しまして、平成30年度補正予算では1,780万円となり、約220万円の増加となります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 3番の健康状態とも触れるのですが、年間平均すると、年間で35時間、最近働き方でよく過労が多いとかいろんな、月80時間とか言われているところであ

りますので、この残業時間についてはどうなのでしょう。これほかと比較するのは、非常に難しいところもあると思うのですが、私とすればこの程度で終わっておれば、残業時間というのは非常に、割り増しもありまして1.25だということもありますので、それほど残業が多いというには感じていませんが、その辺の捉え方はどんなものであるのでしょうか。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 年間1人当たり約35時間ということで、12カ月で割りますと大体3時間程度なので、そんなには多くはなっていない状況だと思います。健康的にも、月3時間程度であれば、そこまで心配する必要は、実際にはないのかなとは思っております。ただ、その辺の健康状態の把握につきましては、年1回の健康診断のほかに、毎年行っております自己申告や人事評価制度に基づく年3回の職員面接時に、職員の健康状態の把握を行っておりますので、その辺はきちんと手当しているものと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 これまた2番、3番、4番に続くことではありますが、夏の休暇、それから有給、明確に言うと有給休暇という言い方ですが、この辺のとり方はどうなのでしょう。

それからもう一つ、各セクションによって、技術系だとか庶務系の、そういう職員らに対しての偏りとか、その辺についてはどのように捉えて、あるのかないのか、あったらそれをどのように捉えているのか、ご説明願いたいと思います。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

夏休み等の休暇に関しましては、職員の仕事の状況等を見まして、バランスよくとるように指導しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第2号 平成30年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第6、議案第3号 平成31年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第3号 平成31年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口17万100人、年間総配水量を1,954万7,233立方メートルといたしました。

主な建設事業といたしましては、幹線管路更新事業、管網整備事業を引き続き実施しようとするほか、新たに老朽管更新・耐震化事業を実施しようとするものでございます。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入は水道事業収益の総額で35億5,484万2,000円、支出は水道事業費の総額を31億5,462万6,000円としようとするものでございます。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入は工事負担金等2億5,703万4,000円、支出は配水管布設工事など12億6,694万7,000円を計上し、不足する額10億991万3,000円につきましては、予算第4条の記載のとおり補填しようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。議案第3号 平成31年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、4点についてお伺いします。

まず、項目だけ先に言わせてもらいます。まず1点目、予算概要の1ページの関係の(4)の有収率の関係について、それから2点目、予算書の4ページ、一番上の収益的収入ということで、消費税の関係で営業収益の関係についてお聞きします。それから、3点目、その下の目1受取利子配当金について、それから4点目、5ページ、資本的収入の国庫補助金について、4点についてお伺いいたします。

1点ずつということで、まず一番初めの概要の関係の1ページ、業務の予定量の関係で、有収率についてお伺いします。昨年と同じ93ということで計上しているわけですが、昨年の決算のときもちょっといろいろあったかなというふうに思いますけれども、少し上昇というふうに思っていましたけれども、その辺についてはどのように見積もったのかお伺いいたします。

○杉田恭之議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 新井議員のご質疑にお答えいたします。

平成29年度におきまして、92.9%と前年度比1.09ポイント上昇したことなどによりまして、過去の実績を考慮し、目標値、努力値といたしまして前年度と同様の93%といたしました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 1.09ふえて、ほぼ93になっているのに、このままなのはいかがなのかなということでちょっと質問しました。

2度目ですが、この平成30年度有収率の現状、それから主な改善内容についてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 お答えいたします。

平成30年度の有収率の現状でございますが、12月末時点で昨年同期と比較いたしますと、0.72ポイント減少の92.22%となっております。過去の実績等から推測しますと、年度末時点で前年度比0.69ポイント減少の92.21%と予測しております。

改善策といたしまして、有収率改善策につきましては、漏水調査の実施は不可欠なものと考えております。平成30年度は、過去に漏水件数が多かった地区につきまして集中的に戸別音聴調査、路面音聴調査等を実施しております。地域別では、坂戸市の清水町、関間、千代田、鶴舞、西坂戸、柳町を、鶴ヶ島市では上広谷、五味ヶ谷、下新田、脚折、

鶴ヶ丘、藤金の全12地区を対象としております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 30年度、あと2カ月弱ということで、最後どうなるのかちょっと心配をされるところです。

3回目で最後の質疑ですので、この予算の関係で、31年度以降どういうふうに取り組んでいくのか。実際には、基本計画では94.5を目指しているということもありますので、今年度の取り組みについてお伺いします。

○杉田恭之議長 小林施設課主席主幹。

○小林 栄施設課主席主幹 お答えいたします。

幹線管路耐震化及び老朽管更新・耐震化事業にて、管路の更新、耐震化を実施していきますが、有収率の向上を図るためには漏水の早期発見、修理が不可欠なものと考えております。平成31年度におきましても、漏水調査を実施していきます。

平成31年度以降の漏水調査につきましては、調査ブロックの再編成を行い、管内を5ブロックに分け、5年で1巡する定期的な調査と、過去の実績から漏水率の高い地区を重点的に行う調査とを組み合わせたバランスのよい調査を実施し、漏水の早期発見、早期修繕に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 では、2項目めに入りたいと思います。

予算のほうの4ページ、一番上の収益の関係です。消費税の関係について、企業長から特段今回の予算でどうこうというのはなかったので、それを含めて聞きたいと思えます。この10月から、予定ということでどうなるかわからないのですけれども、今のところやる予定ということになっておりますので、この増税についてどのようになっているのかお伺いいたします。

○杉田恭之議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、平成31年10月1日から消費税率が引き上げられます。

消費税率の引き上げに伴う水道料金の取り扱いに関しまして、消費税と地方消費税の合計税率であります10%の新税率を水道料金へ適用させていただき予定でございます。

なお、10月以降の水道料金に関しましては、継続供給契約に基づき施行日前から継続

的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払いを受ける権利が確定する場合について経過措置が設けられており、国税庁の消費税率等に関する経過措置の取り扱いに基づき計算いたしますと、12月検針分から改正後の10%の新税率の適用となるものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 水道水の関係、今の予定ではということです。食料品は8%ということになっていて、例外的に新聞だけ、なぜかよくわからないけれども8%と、軽減になるということになっております。本当は、教育費とかそっちのほうが優先ではないかなというふうに、よく聞かれる話です。インターネットとかテレビ等では、ペットボトルは8%で飲料水ということです。水道水は8%ではないという、これは今いろんなところで、よく水道議員としてはどうなのだといい言われておりますので、実際には水道水、これは飲み水として耐えられる品質になっているというふうに思うので、それをどう使うかは個人の自由かなというふうに思います。その辺についてどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○杉田恭之議長 毛須給水課長。

○毛須章久給水課長 お答えいたします。

人の飲用または食用に供されるものであるミネラルウォーターの飲料水は食品に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

一方、水道水は炊事や飲用のための食品としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって供給されているため、軽減税率の適用対象となりません。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 国の方針ですので、これ以上言ってもしょうがないのですけれども、ペットボトルに水道水、例えば東京の水とって売ると、8%になるということもインターネットでやっていたけれども、本当に矛盾しているなというふうに思います。

3度目ですので、10%ということで、今回の予算が組んであるということで、先ほど12月云々というようなこともありました。予算の中で数字が余りよく出ていないので、お聞きをしたいのですけれども、31年度予算の収入の影響、それから支出の影響は概算でどのようになるのかお伺いいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

平成31年度当初予算における消費税改正の影響額につきましては、4ページにございます、まず水道事業収益、予定額といたしまして35億5,484万2,000円を計上させていただいておりますが、こちらにおいては約3,000万円。その下にございます水道事業費用、予定額として31億5,462万6,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては約1,700万円。次の5ページになりますけれども、資本的収入、こちらは予定額2億5,703万4,000円でございます。こちらにつきましては、不課税収入であるため影響額はございません。その下の資本的支出、予定額として12億6,694万7,000円を計上させていただいているうち、影響額といたしましては、資本的支出では約2,100万円でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 消費税、水道料金として3,000万円と、だけれども、支出は働いている人の分とかはなくなるから、さっき言ったような数字が、数字のマジックでなるのかなというふうに認識しています。

3点目についてお伺いします。その下の受取利息及び配当金の関係です。154万円ということで計上してありますけれども、詳しい説明をお願いします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

平成31年度の受取利息及び配当金につきましては、20億円を1年ものの自由金利型定期預金で運用するものとし、その受取利息といたしまして154万9,000円を計上いたしました。

また、前年度の平成30年度におきましては、運用額は17億円でございます。それを6カ月及び1年ものの自由金利型定期預金での運用とし、受取利息としては前年度は76万5,000円を計上したものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 金額は、昨年度より約2倍かなというふうに思います。坂戸市のほうも今予算が出ていて、見ていたら割と利率が上がっているのかなということでお聞きしました。

いずれにしても、35億円前後の現金預金があるということでありまして、これは、やはり重要な問題ですので、運用の内容についてどのように考えているのかお伺いいたします。

す。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

平成31年度当初予算における資金運用につきましては、入札により決定した金融機関において、総額20億円を1年の自由金利型定期預金にて運用するものとしております。

先ほど新井議員さんのお話にもございました利率につきましては、予算編成時の直近の実績をもとに計上しております。また、前年度におきましては6カ月ものということで予算を計上しておりましたけれども、31年度におきましては、それを6カ月から1年ものというふうに変更いたしまして、その影響で利率が上がっている影響がございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 4点目に移りたいと思います。

5ページの関係です。目1の国庫補助金の関係、4,977万円ほどであります。昨年に続いて概要のほうを見ると、生活基盤施設耐震化等交付金になっているかなというふうに思いますけれども、今年度の事業内容についてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 新井議員のご質疑にお答えいたします。

平成31年度の生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業といたしましては、幹線管路耐震化・重要給水施設管路更新事業といたしまして、2カ所を予定しております。

1カ所目といたしましては、平成30年度事業で鶴ヶ島市立第二小学校から県道川越越生線を経て関越自動車道までの耐震化を行いました。その先、鶴ヶ島市太田ヶ谷地内の関越自動車道から鶴ヶ島市農村センターに至る布設延長488メートルのうち、口径300ミリメートルをダウンサイジングして口径250ミリメートルとして布設替えする事業でございます。この管路は、昭和51年度に布設し、42年が経過したものであります。

2カ所目につきましては、鶴ヶ島市下新田地内の北市民センターから関越病院先100メートルの交差点まで、布設延長1,589メートルのうち口径300ミリメートル、723メートルを耐震化、更新する事業でございます。この管路は、昭和46年度に布設し、47年が経過したものでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 補助金、ここのところ出ているわけですがけれども、この国の補助金の動向については、大枠どのようになる方向なのかお伺いいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 お答えいたします。

厚生労働省の国庫補助メニューでございます水道施設整備費のうち、当企業団の実施事業に該当する生活基盤施設耐震化等交付金、こちらにつきましては、国の予算で見ますと増額の傾向にあるところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑ありますか。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。2点に当たって質疑をさせていただきます。

1点目は、来年度の新規採用を含めた職員数について、続いて2番目については、今回予算概要でも懇切丁寧な写真入りのご説明をいただいている営業設備としての検査機器の導入についての2点でございます。

まず、ページでいいますと予算書の7ページ、先ほどの補正予算でも出てまいりましたけれども、54名の人員が51名になって、その間職員の協力により何とか対応してこられたということについては理解したところなのですが、来年度の職員数がやっぱり54名で計上されております。これについて、採用計画等も含めて内容についてお示しをいただきたいと思っております。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 山中議員のご質疑にお答えいたします。

採用の状況でございますけれども、今年度実施しました採用試験でございますが、応募人数確保のために、市役所と試験時期をずらしての方を、10月に実施しております。10月に実施しました筆記、作文試験でございますが、申し込みが82名ございまして、受験者は実際には54名ございました。一次合格者といたしましては19名ございまして、その後に行われました面接試験でございますが、そちらの合格者としては7名で、最終面接で最終的に合格したのは2名ということになっております。

それで、51名が54名ということなので、3名ということで、あともう1名につきましては、再任用職員のほうを1名予定しております。

今後の採用計画につきましては、中期経営計画にも記載しておりますとおり、54名を確保するように随時採用しているという形をおおむねしております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 採用試験が終わって、一応2名の確保と再任用で、54名が確保できるということで安心しました。ここへ来て、構成市なんかでも採用して、それは採用不調という言い方をするのでしょうか、結局集まらずに、再び再募集をするなんていう事態も行っておりました、昨今の景気の動向で、特に雇用状況の向上に伴って、公務員に対する何となくニーズというのが薄れているのかなということで懸念をしておりますけれども、そういった採用が終わった現状において、昨年度も、今年度も1名採用した人が辞退のような形になりましたが、その動向について改めてお示しをいただきたいと思えます。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 ご質疑にお答えいたします。

ちょっと過去にさかのぼってしまうのですが、過去の推移といたしましては、平成28年度に実施しました試験では、3名合格者を出してございまして、3名とも入社の方しております。29年度に実施しました試験の結果でございますが、3名合格を出してございまして、1名が採用辞退というふうになっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 続きまして、予算書の45、46ページ、1款資本的支出のうちの1項の建設改良費で6目の営業設備費に計上されております2,186万5,000円、水質検査器等の購入についてでございます。

先ほども申し上げましたように、今回予算概要のところでも詳しくといいますか、27、28ページでお示しいただいている内容かと思うのですが、ざっと予算書から拾ってみまして、お示しいただいたのが高速液体クロマトグラフで1,113万2,000円と、イオンクロマトグラフで883万3,000円ということで、190万円ちょっと差があるのですが、それについてと、あと今回購入するに当たって、例えばざっと予算書から拾っても、1,100万円の点検委託であったりとか、薬品の購入に200万、消耗品に200万、検査委託に90万とか、検査室等で50万とか、水道法の20条で調査しなくてはいけないということになっておりますけれども、調べますと外部委託もできるということで、そういったことについては、実際にはこの装置を使ってどのような形で調査されているのか、もしそれであれば、今のような経常経費がずっとかかって、これ買ってしまえば10年以上は使っていくということでございますので、そういうことも勘案すると外部委託という選択もあったのかなと。その辺の検討について、予算、これを購入に当たって検討された中身についてお示しをいただきたいと思えます。

○杉田恭之議長 高橋浄水課主席主幹。

○高橋俊行浄水課主席主幹 お答えいたします。

水質検査機器の更新における外部委託の検討でございますが、こちらについては有事の際を想定した答弁をさせていただきたいと思っております。水道におけるリスクの中でも、水質事故は時間の経過とともに需要家に対して広範囲かつ重大な影響を与える可能性がございます。したがって、水質事故を防止あるいは被害を最小限に抑えるためには、水道事業者が水質検査結果を速やかに把握し、必要な管理上の措置を迅速に図り、状況に即した水質管理を行わなければなりません。

現在運用している越生町、毛呂山町、日高市、鳩山町との共同水質検査体制は、これらを満足できる機動的な体制が広域的に確保され、需要家に対する水質面での安心感、信頼性を高めることが可能でございます。

これまでの放射能やホルムアルデヒドの事故では、その機動性が発揮され、検査結果がすぐにホームページに掲載されるなど、自前で検査をしていない事業者より開示レスポンスが圧倒的に早く、需要家に対する情報提供が効果的に行われました。

水質検査項目の中には、効率のいい検査項目とそうでない項目がありますが、水質基準は現在51項目でございます。その全てに対し機動的な体制がとれてこそ、水質検査体制を構築した意味があります。したがって、水質基準の一部を委託にするといったことは現在考えてございません。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 水質基準のことでもう一点気になるのは、厚生労働省のほうの水質検査の項目を見ますと、毎年項目というか、ふえているのです。パソコンのあれではないけれども、常にカスタマイズされているやつというのは、今回は最新鋭でございましたけれども、それに網羅されていないものも、ある程度そこら辺は柔軟な活用が許されているのかなと思うのですが、また10年後にならないと最新のものにならないということであると、やっぱり常に更新しているとなる場合だと、外部的なものはさらにそういったことが期待できるのではないかなというふうなことも感じるのですが、その辺についての考えと、あと実際の、もともと自分たちの自前でやったほうが、有事のとき対応が早い、それはすごく理解できて、それについては異論はないのですけれども、そういう実際の項目の変化と、実際にあとはエビデンスと言ってはおかしいが、かかるお金の話で、そうはいつでも経費が倍とか10分の1とか、そんなふうになってしまえば、やっぱり考慮したほうがいいのではないかなという考えも出てまいります、そういった

経費的なもので検討されているのであればお示しをいただきたいのと、そういった厚生労働省のほうからも年々毎々、項目が更新されている現状についての対応についてはどのように考えられているのかについてお伺いいたします。

○杉田恭之議長 高橋浄水課主席主幹。

○高橋俊行浄水課主席主幹 お答えいたします。

今回の高速液体クロマトグラフ、イオンクロマトグラフーポストカラム装置でございますが、こちらについては一応費用対効果分析を行いまして、B/Cが1以上であることを確認してございます。事業としては妥当性があると評価できるわけですが、中には1を下回ってしまう項目もあろうかと思えます。そのときに、その項目だけを除外するのではなく、省令で掲げられた水質基準全体を見渡し、同じレベルで対応のとれる水質検査体制であるべきという観点から、一部を切り離してという委託にするというような考えはございません。

それと、今議員おっしゃいますとおり、基準等の逐次改正についてのお話があったかとは思いますが、ここ近年では水質基準自体はさほど変化はございませんで、それを補完する水質管理目標設定項目ですとか、農薬類ですとか、要検討項目ですとか、そういったところにかかなりの動きが毎年ございまして、そちらについては毎年改正が行われております。そちらについては、私どもも全部を網羅しているわけではございませんで、そちらについての整備も一緒くたにするというわけではございません。少なくとも省令に掲げられている水質基準は、全体的に見るべきだろうというふうな考えでございまして。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 近藤でございます。議案第3号について、2項についてお尋ねいたします。

まず1項であります。補正のところでもお聞きしたのですが、平成30年度51名、当初予算で54名であります。3名減少してありますが、最近の直近5年間の職員数について伺います。2つ目として、職員数の適正值について考え方を示してほしいと思えます。

まず、第1項の平成30年度の職員数が51名と当初予算54名に対し3名減少しているが、直近の5年間の職員数の推移について示していただきたいと思えます。

○杉田恭之議長 確認いたします。2項目でよろしいですね。

○8番 近藤英基議員 2つです。2つのうちの1つ。

○杉田恭之議長 2つのうち1つは、職員数についてということと、それから2項目目が適正職員数はどうかと、こういう部分ですね。

○8番 近藤英基議員 その1項を聞いているわけです。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 近藤議員のご質疑にお答え申し上げます。

各年度内におきましては、異動等により数に動きがございますので、各年度の年度末職員数とさせていただきますが、平成25年度は54名、26年度は55名、27年度は51名、28年度は52名、29年度は再任用短時間勤務職員1名を含み53名、30年度は51名でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 それでは、職員数の適正值についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、ここ数年は残業時間が増加している状況でございます。当企業団といたしましても、引き続き効率的に回していく努力は必要であるとの認識でございますが、職員の健康問題の懸念が増す可能性もあること、また現在の制度では数年後には現在の管理職の多くがまとめて定年退職を迎えることや、施設更新事業の増加、技術の継承問題もあり、職員数は当面54名から58名程度を維持することが必要であると考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 ちょっと伺ってみたいと思います。

今のご説明である程度理解するところでありますが、最近の有収水量の減、それから給水人口の減、もっとも人口の減ですね、それから各自治体においても、私ども鶴ヶ島においても坂戸市さんにおいても同じだと思うのですが、職員数の削減がかなりされているのが現状ではないかなと思うわけでありまして。

それから一方で、一般質問でも出たところもあるのですが、その問題とはちょっと違いまして、水道事業も運営を民間委託することもできるよう法改正もされているところでもあります。このような状況を鑑みたとき、また市民の目線で考えたときに、ただいま職員数は当面54から58程度で維持する必要があるというご答弁いただいたのですが、その辺との整合性について伺っておきたいと思っております。

○杉田恭之議長 千葉庶務課長。

○千葉晋彦庶務課長 お答えいたします。

今回の水道法の改正の関係で、コンセッション方式の導入、民間に運営権を移す方法も可能となりましたけれども、やはりそこを突き詰めていきますと、職員の技術力低下、こちらが大分懸念されるようになります。また、民間先の管理監視、その辺もまだ確立されていない状況でございますので、不安がございます。私どもといたしましては、先ほども申し上げました施設更新事業の増加、技術の継承問題に加えて、7年後なのですけれども、6名の職員が同時に定年を迎えることから、先ほど申し上げました54名から58名程度で推移すればと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 8番、近藤英基議員。

○8番 近藤英基議員 今すぐわからないこともございませんし、十分理解することもありますし、やっぱり新規採用して、そして職員を育成していった安定した水道行政ができる。これは当然のことでありまして、そのことについて否定するわけではございませんが、今世の中全体が、先ほど冒頭にお話しさせていただいたように、その職員数というものについては、市民の目線も非常に強くなっているのが現状ではないかなと思いますので、今ご説明いただいた、当面は諸問題もありますけれども、やっぱり将来的に向けては民営化の問題もあわせ、私の質疑はそういう問題点を指摘ではなくて、そういう問題も出ている折でありますので、この職員数については今後十分検討していく必要があるかなというようなことを思いますので、このことについては十分今後検討されたいという要望にとどめさせていただきます。

以上であります。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第6、議案第3号 平成31年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○杉田恭之議長 日程第7、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次発言を許します。

3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 3番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして、一問一答方式により一般質問を行います。

通告した質問は1点、水道法の改正に関してであります。水道事業を営む地方公共団体の3分の1が、給水費用を料金収入で賄えない原価割れを起こしている中、水道使用量も今後は少子化により減少が見込まれており、また法定耐用年数の40年を超えた水道管の割合も平成28年度で15%に達し、また人材不足等も深刻化しております。こうした背景を踏まえ、事業運営の基盤の強化を図ることを目的として、昨年12月6日に水道法の一部を改正する法律が可決成立し、同年12月12日に公布されました。

今回の改正では、都道府県が旗振り役となって、自治体の広域連携を推進することとしたほか、適切な資産管理の推進として、水道事業者に対し水道施設を適切に管理するための水道施設台帳の作成と保管、長期的な観点から水道施設の計画的な更新に努め、更新費用を含む事業に係る収支の見通しを作成、公表するよう努めなければならないとし、さらに自治体が民間資金活用による社会資本整備、PFIの一つであるコンセッション方式を導入し、認可を受けたまま運営を民間委託することも選択できる内容となっております。特に水道事業にコンセッション方式を導入する是非については、国会審議や地方自治体においても議論がなされ、県内では小鹿野町議会が改正案への反対意見書を全会一致で可決するといった動きも見られたところであります。

今回の水道法の改正は、坂戸、鶴ヶ島両市民に対して、安全かつ低廉な水を将来にわたって安定的、持続的に供給しなければならない責務を負う本企業団においても、今後

の事業運営に大きな影響があるものと私は考えます。そこで、以下2点について質問いたします。

1点目、法改正により新たに導入されたコンセッション方式による事業の民営委託の考えについて。

2点目、法定耐用年数の40年を超えた水道管の更新計画について。

以上2点をお伺いして、1回目の質問といたします。

○杉田恭之議長 齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 それでは、森田議員の質問に対しましてお答えいたします。

質問事項の1、水道法の改正に関しての1と2について、順次お答えいたします。1についてお答えします。今回の改正は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講じたものです。主な改正内容は、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、多様な官民連携の推進などとなっております。

ご質問のコンセッション方式による事業の民間委託につきましては、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま運営権を民間事業者に委ねるものです。これまで、水道施設の営業権を民間事業者に設定する場合、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要がありました。今回の水道法改正により、地方公共団体が水道事業者として責任を負いながら、料金の上限や運営の内容、水準等を定めた上で厚生労働大臣の許可を受け、民間事業者に施設の運営権を設定することが可能となりました。今回の改正は、コンセッション方式を導入する上で、地方公共団体の関与を強化するものとなっております。

今回のコンセッション方式が水道事業の民営化として取り上げられていますが、市民の民営化に対する不安も大きいことなどから、当企業団では現在のところコンセッション方式の導入については考えておりません。

2につきましては、事務局長から答弁させます。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 続きまして、2についてお答えいたします。

当企業団における平成29年度末の管路総延長は62万9,183メートル、そのうち地方公営企業法施行規則で定めている耐用年数の40年を超えている管路延長は17万6,538メートルです。また、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す管路経年化率は28.1%となっております。

今後の水道事業経営では、人口減少等により水道料金収入は低迷し、この傾向が続く

ものと予想されます。水道施設の大規模な更新時期を迎え、水道施設と事業経営を健全な状態で次世代に引き継ぐことは、現世代の水道事業者にとって重要な責務です。このような課題は、全国の水道事業者が共通して直面しています。厚生労働省は、平成25年3月に公表した新水道ビジョンにおいて、当面の目標として全ての水道事業者が資産管理を実施し、将来の更新計画や財政収支を明らかにすることが掲げられました。

当企業団においても、現有する水道施設の状況や中長期の更新需要、財政収支の見通しを把握し、計画的な施設更新、資金確保策の検討を行い、平成29年度にアセットマネジメントを策定いたしました。この中で、管路の更新基準については、厚生労働省や先進自治体の更新基準及び企業団の管路状況等をもとに、独自の基準を設定しました。鋼管と硬質塩化ビニール管は60年、ダクタイル鋳鉄管は管種により70年または100年、ステンレス管とポリエチレン管は100年となっています。この更新基準により、それぞれの管種ごとに定めた年限までに全ての管を更新する必要があります。アセットマネジメントでは、更新が単年度に集中しないよう管路の重要度、優先度を踏まえ、事業費の平準化を図りました。

今後の管路更新の実施については、アセットマネジメントを基礎として、水道事業基本計画等の諸計画や漏水の発生状況等を勘案しながら、計画的かつ柔軟に更新を推進してまいります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 質問に入ります前に、先ほど私のほうで言い間違いがございました。訂正いただきたいと思います。1点目の質問の中で、「民間委託」と言うべきところを「民営委託」というふうに発言しましたので、そちらのをコンセッション方式による事業の民間委託に訂正をお願いいたします。

それでは、一通りご答弁いただきましたので、一問一答方式により質問させていただきます。初めに、1点目の新たに導入されたコンセッション方式による事業の民間委託の考え方に関してであります。先ほどのご答弁の中で、市民の民営化に対する不安も大きいことなどから、現在のところコンセッション方式の導入は考えていないとの考えを示されました。確かに今回の水道法改正に当たっては、国会審議や新聞報道等で民営化した場合の水道料金の高騰、あるいは水質の悪化を招くおそれ等の不安の声が多く聞かれたのも事実であります。

質問ですが、今回の水道法改正に当たりまして、坂戸、鶴ヶ島両市民から本企业団に対して、民営化に対する問い合わせ等が寄せられたのかどうか、その状況について伺い

ます。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団に直接寄せられた民営化に対する問い合わせは、電話による問い合わせが3件でございます。そのほかにも、料金収納窓口や検針時において、同様のお話があったとの報告を受けております。

内容については、いずれも今回の法改正により当水道企業団は民営化されるのか。また、民営化した場合には水道料金は値上げするのかというものでした。

以上でございます。

○杉田恭之議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 電話による問い合わせが3件、そしてまた料金収納窓口、あるいは検針時において同様の意見が寄せられたということでございます。ということは、今回の法律改正によって、本企業団がコンセッション方式による民営化を導入するのではないかと不安をお持ちの方が、両市民の中に多くおいでになるということだろうと思います。ならば、そういった方々に対して、本企業団としての民営化に対する考えを示し、不安を払拭しなければならないものと考えます。

そこで質問ですが、今後この議会を踏まえて本企業団の広報紙「さかつる水だより」、これを活用して本企業団としての民営化に対する基本的な姿勢を周知すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

今回の水道法改正におけるコンセッション方式の導入については、市民にとって大きな関心事であると認識しております。当企業団といたしましても、今回議員からいただいたご意見等を踏まえ、企業団としての当面の方針を広報紙に掲載する方向で検討してまいりたいと考えております。

また、広報紙の発行は年2回となっておりますので、ホームページの活用もあわせて検討したいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 ぜひとも受給者に安心を与えるためにも、ご検討いただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、今回の法律改正は老朽化、少子化、財政難、これが重な

り自治体のコスト負担が年々ふえる水道事業の基盤の強化を図る、これが目的でございます。このコンセッション方式により民間委託することで、民間の持っている技術、そして経営ノウハウ、これを生かせる、あるいは民間から運営対価を得られ、財政負担が減ると、そういった利点もあるわけであります。何もしなければ水道料金はどうなるのかという発言をされた他県の首長さんもおいでになりますが、将来を見据え、本企業団において、このコンセッション方式による民間委託を導入した場合の水道料金、そしてまた財政負担についてシミュレーションしてみる必要があるのではないか、そういったことを考えますが、見解を伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

現在のところ、コンセッション方式による水道民営化の実例がないことや、他の委託業務と異なり運営権全てとなると、その前提条件等の設定が多岐にわたり必要になることから、現時点でシミュレーションすることは非常に難しいと考えております。

今後、民営化の事例や民間企業からの提案等が示されてくれば、ある程度シミュレーションも可能になると考えております。具体的なシミュレーションについては、国からの指針等が示された際や民営化の事例、民間企業の提案等に基づき実施したいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 次に、2点目の法定耐用年数の40年を超えた水道管の更新計画について伺います。

1回目の答弁で、本企業団の平成29年度末現在における法定耐用年数を超えた老朽水道管は、管路総延長、あえてキロメートルでさせていただきますが、約629キロメートル、このうち176キロメートルが該当し、率にして28.1%とのことであります。昨年3月に策定した平成30年度から69年度までの40年間を計画期間とする水道事業アセットマネジメント計画、いわゆる本企業団の資産管理計画では、答弁にあったように老朽水道管の更新には多額の財政負担を要することから、単年度に集中しないよう資産の延命化を実施し、財政負担の平準化を図るとしてあります。

資産の延命化では、本企業団独自の管路更新基準を設定し、例えば石綿セメント管は法定耐用年数と同じ40年に、石綿セメント管以外の管種については60年から100年を更新基準と独自に設定しているわけであります。確かに財政負担を考慮すれば、資産の延命化はやむを得ないにしても、法定耐用年数40年に対して100年となると、経年劣化に

よる漏水や水質の低下等も懸念され、そのための維持費用の増加も見込まれるわけであり、そういったことを考慮いたしますと、やはり老朽水道管の更新は、計画期間を前倒ししてでも実施しなければならないと私は考えますが、見解を伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

地方公営企業法では、管路の耐用年数を管種に関係なく一律40年としています。法定耐用年数とは、減価償却資産が一般的に利用に耐える年数を償却期間として定めたもので、耐用年数を経過したものがすぐに使用できなくなるものではありません。また、アセットマネジメントでの更新基準につきましては、管路更新の上限年数を定めたものでございます。当企業団では、先進自治体等の更新基準をもとに企業団の管路状況を踏まえ、管の種類ごとに更新基準を設定いたしました。

実際の管路においては、土質の状況等にもよりますが、法定耐用年数を超えても性能を保持しております。しかしながら、法定耐用年数を経過した管路が経年劣化をしていることは明らかであります。法定耐用年数を超過した管路につきましては、管路の状態及び漏水発生等の状況を踏まえて、更新基準の年限までに順次更新してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 3番、森田文明議員。

○3番 森田文明議員 確かに管路、管種によって、例えばステンレス管100年となっておりますけれども、その管そのものはもつかもしいない。しかしながら、そのジョイント部分、つなぎであるとか、そういったものは材質も異なるわけでありまして、必ずしもそれがイコールではないと私は考えております。そういった意味では、先ほどありました漏水の検査も含めて、やはり維持管理費用を抑えていく、そういったことも含めて、ぜひこちらのほうは進めていただきたい、そのように考えております。

老朽水道管の更新、これに対しての国、県等からの補助制度はないわけであり、しかしながら、水道管の耐震化については国の計画では2022年度までに、この耐震適合率を50%以上を目標として、事業者に対しての耐震化に関する交付金制度を設け、これを推進しているわけであり、本企業団においても、この耐震化に係る交付金を活用し、事業を行っているわけであり、この実施に当たっては交付対象となる法定耐用年数を超えた老朽水道管から優先的に改修することによって、老朽水道管の更新と同時に耐震化もあわせて進められるわけであり、そういったわけでありまして、その取り組みの状況について伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

現在企業団におきましては、国の生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準に適合する水道施設等耐震化事業を活用し、管路の耐震化に合わせて更新を行っております。この交付金は、基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に配水する配水管を、耐震機能を有するものに整備する事業に対して交付されるものです。企業団では、この交付金を活用できるように幹線管路耐震化計画の一部を見直しし、平成29年度に策定しました水道事業基本計画において、基幹病院や学校等の重要給水拠点へ給水を行うための配水管路を含んだ更新計画を策定いたしました。この計画により、幹線管路の耐震化と更新をあわせて実施しております。

平成30年度におきましては、鶴ヶ島市立第二小学校への管路を口径300ミリメートルから250ミリメートルにダウンサイジングして更新し、耐震化いたしました。平成31年度につきましても本交付金を活用し、更新及び耐震化を実施する予定です。今後も引き続き、こうした補助制度を活用し、更新事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

○3番 森田文明議員 はい、終わります。

○杉田恭之議長 それでは、次に2番、田中栄議員の発言を許可します。

2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 2番、田中栄でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

項目としましては、大項目2項目ありまして、1、水道企業団の効果的運営について、また2項目め、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の一部改正について質問させていただきます。

質問要旨1番、昨年3月、さかつる水道事業ビジョンが制定されまして、今後も未来に向かって水道事業を持続していくため、水道企業団における平成30年度から平成44年度までの15年計画が策定されました。しかしながら、さきの国会で水道事業の民営化が可能となる法案が可決成立しました。事業経営の効率化を図る上で、民営化も一つの選択肢になりましたが、先ほど森田議員への答弁にて、新たに導入されたコンセッション方式による事業の民間委託の考えはないとの答弁はございましたが、通告に従いまして民営化についての当企業団の見識を、以下2点の質問で伺います。

1、現在水道企業団では利用料金の収受等を民間に委託しておりますが、民間委託の

現況について。

2、埼玉県水道整備基本構想では広域化を推進しており、埼央広域水道圏を11ブロック化しております。当企業団は3ブロックに含まれておりますが、給水事業者の広域化についての見解を改めて伺います。

2番、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の一部改正について。水道法16条の2に、指定給水装置工事事業者の文言があります。事業者は、水道の施設がほぼ整っている中、商品である水道水を給水区域の利用者に供給し使用していただく上で重要であります。言いかえれば、普及のために欠かせないパートナーとも言えます。技術者の確保は、適正な管理を維持していく上でも重要な課題と考えます。

さて、昨年11月に事務処理要綱の一部改正が行われました。その改正内容について、以下3点伺います。

- 1、改正内容に至った経緯。
- 2、期待される効果。
- 3、今後の取り組みについて。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 それでは、質問事項1、水道企業団の効果的運営の(1)と(2)について順次お答えいたします。

(1)についてお答えいたします。当企業団では、多くの業務を民間に委託しております。民間委託は、民間の経営手法を取り入れた業務の効率化や費用の縮減とともに、行政サービスの充実、向上が図られる効果が期待できます。そのうち、主な委託業務についてご説明いたします。

初めに、料金徴収業務でございますが、平成17年4月から実施しております。業務内容は、検針業務、収納業務、開始及び中止の受付のほか、メーター交換や水道利用加入金等の収納業務を追加し、それらを一体として委託し、効率的な業務処理を行っております。当時18名の企業団職員を配置しておりましたが、現在では2名となっており、人件費の大幅な削減が行われております。また、夜間、休日等の問い合わせへの対応や、収納専門職員の窓口の対応など、サービス面での向上も図られています。

次に、浄水場運転管理業務でございます。業務内容は、浄水場の運転管理業務のほか、場内巡視点検、5カ所の水質遠方監視装置や多和目配水場の残留塩素計の校正、2カ所のポンプ場と取水井戸の電力量計測点検などとなっております。平成31年度以降の運転管理業務は、長期的に安定して浄水場の運転管理を行うとともに、効率的な人員の配置が

行え、経費削減が図られることから、委託期間を平成35年までの5カ年とし、さらに両浄水場の運転管理を一括発注といたしました。

次に、電話受付業務でございますが、宿日直勤務による週休日夜間などにおける職員の負担をなくし、本来業務に専念させることによる人件費の削減を目的に、営業時間外における電話受付業務を平成29年1月から委託しております。業務内容は、営業時間外における市民等からの漏水等の緊急連絡を受理し、職員や関係機関に迅速かつ的確に連絡を行うものです。本委託契約により、平成29年度は年間約100万円のコスト削減を図ることができました。

次に、(2)についてお答えします。今回の水道法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための制度改正です。改正内容の一つであります広域連携の推進は、スケールメリットを生かして効率的な事業運営を可能とするものです。埼玉県では、平成22年度に埼玉県水道整備基本構想埼玉県水道ビジョンを策定し、経営基盤の強化を図るため水道事業の広域化を推進するものとなりました。

この基本構想では、県内水道一本化を見据えた上で、埼玉県内を12ブロックに分け、平成42年度を目標に各ブロックの水平統合及び垂直統合を行い、最終的に県と市町村の統合を目指すこととなっております。この中で当企業団は、川越市、川島町、毛呂山町、越生町から構成される第3ブロックに属し、まずこのブロック内での広域化の取り組みを進めていくものと位置づけられています。現在のところ、第3ブロックにおける広域連携に大きな進展はございませんが、今回の法改正に伴い、広域連携がより一層推進されていくものと考えております。

続きまして、質問事項2、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の一部改正についての(1)についてお答えします。本要綱は、工事事業者の不正または不誠実な行為や法令に反する行為などが確認された場合に科すべき措置について定めたものでございます。

ご質問の本要綱改正に至った経緯でございますが、近年工事事業者が道路管理者から許可を受けた工事期間経過後に、再申請等の手続を行わず、無断で舗装本復旧工事を施工する事案が発生しています。当該工事事業者に対しては、口頭及び文書による指導を行うとともに、全工事事業者に対して複数回にわたり注意喚起の文書通知を行ってまいりました。しかしながら、改善が進まないため、こうした事案に対して適切な処分を行う必要がありました。そのほか、道路管理者から指示を受けた道路組成と異なる組成で復旧を行った工事事業者に対し、改善命令に従わない場合の違反点数を定めるなど、課題となっていた事案に対応するため、改正を行ったものでございます。

なお、改正内容につきましては、告示とともに水道企業団ホームページに掲載し、あわせて各工事事業者に文書を配付いたしました。

次に、(2)についてお答えいたします。本要綱は、違反行為を行った工事事業者に対し、違反内容に応じた違反点数を付与するものです。付与された違反点数は、2年間消滅せず累積加算されます。累積された違反点数が200点に達した場合は、1カ月の指定停止、最大500点で指定取り消しといった処分内容が定められております。期待される効果といたしましては、違反点数の付与を伴う指導を行うことで、法令に基づく適正な舗装本復旧工事が促進されるものと考えています。また、関係法令の遵守などの重要性が改めて認識され、工事の適正な施工が期待されるところです。

次に、(3)についてお答えいたします。指定給水装置工事事業者制度に関する今後の取り組みといたしまして、今回の水道法改正では、工事事業者の指定に更新制が導入されました。また、水道事業者が確認した工事事業者の情報を市民が業者選定の参考にできるよう、情報発信することが求められています。具体的には、工事事業者の名称、所在地、電話番号のほか、水道事業者が開催する講習会の受講状況、休業日、営業時間といった営業内容、漏水等修繕対応の可否などについて情報提供を行うこととなります。

今後、厚生労働省並びに関係機関から提供される情報等を踏まえ、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 一通り答弁いただきましたので、これより一問一答にて質問させていただきます。

3つの業務において業者委託がなされているとのことですが、業務委託の業者選定方法はどのようなものであるかお聞きいたします。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

初めに、料金徴収業務の業者選定方法は、業務内容が多岐にわたり、かつ広範囲であることから、技術的能力や実績等を総合的に評価するため、プロポーザル方式といたしました。

次に、浄水場運転管理業務の業者選定方法は、経営規模や受注実績を考慮し、指名競争入札といたしました。

電話受付業務の業者選定方法は、営業時間外における緊急電話を受理し、迅速かつ的確な対応が必要なことから、また事業者が限定されていることから、随意契約といたし

ました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 それぞれに適した選定方法がなされているとのお答えでしたが、選定においては複数の会社が参加しているのかをお聞きします。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

初めに、料金徴収業務の参加業者数は2者でございました。

次に、浄水場運転管理業務の入札業者は7者でございました。

最後に、電話受付業務の選定業者は2者でございました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 独占ではないということで理解いたしました。

それでは、さかつる水道事業ビジョンにおいては、民間事業者に対して一部業務委託だけではなく、包括的業務委託や第三者委託を視野に入れて取り組むとありますが、今後業務委託の可能性のある業務とは、どのようなものが想定されるのか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

現在委託業務については、業務の効率化や費用の縮減とともに、行政サービスの充実、向上が図られることから、多くの業務に導入しております。今後も業務の現状を見きわめながら、業務の一体化や包括的な委託により、より一層の経費削減や市民サービスの向上が図られるか等、個々に検討し、効果が見られる業務については導入したいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 先ほど山中議員への答弁等もございましたが、今後も必要なものに関しては業務委託も考慮されるべきかとは思いますが。

効率化を求めるばかりに、商品である水の安全性が犠牲になってはなりません。安全性の担保はどのようになされているのか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

水道水の安全性を確保するため、委託業務については受託者との連携を密にし、連絡

確認体制を確立して対応しております。特に水の安全性の確保については、今後も引き続き受託者との連携を図りながら、適正に行われるよう努めてまいります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 安全性の担保は何よりも大事ですので、よろしく願いいたします。

浄水場の運転業務委託がなされておりますが、業務に関する技術の継承については問題がないのか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

運転管理業務は、水道事業を運営していく上で根幹をなす業務です。議員ご指摘のとおり、本業務に関する技術の継承につきましては、非常に重要なものと考えております。来年度、浄水場運転管理業務契約が切りかわることから、浄水課職員における運転管理の技術継承のため、本年度、現在の運転管理業者の協力を得て、運転技術の研修を実施いたしました。運転管理業者に委ねるだけでなく、職員による浄水場運転技術の継承ができるよう、引き続き研修等を行う予定でございます。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 また、業務委託はえてして任せっ放しにすることで、そごが生じるとも言われています。本管布設工事での事故も過去にございましたし、大阪市の水道工事の不正が37社においてなされたとの報道もなされております。やはり積極的な現場に出向いてのチェックが必要かと考えますが、ご所見を伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

業務委託のチェック、確認についてですが、浄水場運転にかかわる各種異常や故障については、夜間、休日にかかわらず、運転管理業者から即座に報告を受けることになっております。これまでも、現場確認や必要な対応については、浄水課職員が対応してまいりました。

今後も引き続き、運転管理業者と連携を密にし、運転管理の研修も継続しながら、意思疎通や共通認識の醸成を図り確認体制を強化してまいります。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 それでは、非常事態にはどのような対応のシミュレーションがなされているのか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

当企業団では、災害対策マニュアルに基づき緊急時の対応を図ることとなります。昨年1月に実施された厚生労働省の立入検査で、風水害、停電、情報セキュリティーに対する対策マニュアルが不足しているとの助言がありました。本年度は、これを補完する災害対策マニュアルの改訂を行っているところでございます。

浄水場の非常事態時には、本マニュアルにのっとり対応を図ることとなりますが、企業団職員と受託業者が連携しながら復旧に当たることとなっております。また、平成31年度には計装設備点検整備工事の一環として、緊急時における応急態勢費用を計上したところでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 了解いたしました。

今回の水道法改正における民間委託の想定されるメリットについて伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

今回の水道法改正の一つであるコンセッション方式導入についてのメリットは、民間の技術力や経営ノウハウを生かした事業経営が見込めること。また、現在地方公共団体が抱える技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保が図られること。民間の資金調達、運営権対価による財政負担の軽減などがあるとされておりまして。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 同様に、想定されるデメリットについて伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

厚生労働省が海外の再公営化の代表的事例を包括的に調査した報告書によりますと、水質の悪化など管理運営レベルの低下、水道料金の高騰、民間事業者に対する監視、モニタリング体制の不備が報告されております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 民営化においては、民間の経営ノウハウや財政面、人材面、財政負担の軽減などメリットもありますが、安全面についての不安もあるとの答弁をいただきました。これが一番重要かなとも考えます。

それでは、民営化の前に広域化が言われているわけですが、広域化に向けての今後の取り組みのスケジュールはいかがか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

埼玉県水道ビジョンでは、県内を12ブロックに分類し、ブロックごとの統合を図り、その後県と市町村との統合が掲げられています。県内においては、秩父地域の広域化は実現しましたが、他の地域においては具体化されておりません。今回の水道法改正を受け、国から各都道府県に対し、水道広域化推進プランの策定が要請されました。埼玉県からは、今後市町村や関係部局と協議しながら、平成34年度末までにプランを策定、公表したいとの説明がございました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 広域化において想定される、本企業団におけるメリットについて伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

広域化において想定されるメリットにつきましては、一般的には老朽施設の更新、耐震化を実施するのに必要な資金と人材の確保が図られること、規模の拡大に伴い業務の共同化や民間委託の範囲拡大など、効率的な運営による効果があると言われております。しかしながら、当企業団におけるメリットについては、広域化の具体的内容が確定しない現状ではお答えできかねますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 広域化において想定されるデメリットは、本企業団においてどういふものがあるのか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

広域化において想定される当企業団におけるデメリットにつきましても、さきにお答えしたとおり広域化の具体的内容、条件が確定しない現状ではお答えできかねますので、

ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 広域化におけるメリット、デメリットも具体的内容、条件が確定しない現状では答えられないという答弁でしたが、それでは視点を変えまして、第3ブロックの各市町の財政状況について伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

各市町の水道事業決算書からわかる範囲ですが、第3ブロックにおける平成29年度の純利益は、川越市が約7億4,000万円、川島町が約3,800万円、毛呂山町が約4,000万円、越生町が約1,400万円でございます。

なお、当企業団の純利益は2億9,000万円ございました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 それでは、第3ブロックの各市町の水道料金について伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

水道料金を比較する場合、一般的に使用される指標として3人家族程度を想定した口径20ミリメートルで1カ月の使用量が20立方メートルの水道料金がございます。これによりますと、川越市が月2,246円、川島町が1,991円、毛呂山町が2,311円、越生町が3,996円、当企業団は2,710円となります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 民営化した水道料金については、先ほど森田議員への答弁でございましたので省きまして、広域化した場合の水道料金については値上がりか予定されるのか、それともどうなのかについて伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

第3ブロック内では、広域化の具体的取り組みが進捗しておりません。広域化後の水道料金につきましては、施設の統廃合等の検討がなされておりませんので、投資計画や財源計画も算定ができません。したがって、料金算定についても実施されておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 前回のビジョン策定の折には、15年間の水道料金の据え置き、平成31年度から平成34年度の4年間としての料金算定を行った結果、現行料金を維持していくとなったわけですが、今の段階ではこれをそのまま遵守していくという計画でしょうか、伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 現在は、その計画に基づいて事業を運営してまいります。昨年山中議員からも一般質問の中でありましたように、いろいろ状況が変わってくることも考えられますので、それはその都度対応して考えていきたいと思っております。

以上です。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 続きまして、大項目2の坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の一部改正についてお聞きします。

1回目の答弁で、期間延長手続や指示を受けたとおりの組成を行わない業者に対しての罰則ということで理解いたしました。これには、何かしらの原因があるかと思いますが、まずは今年の施工工事のうち、全事業者のうち違反を行った業者の件数を過去3年にわたりお示してください。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

平成28年度及び29年度につきましては、違反行為が発覚した都度、当該工事業者に口頭指導を行い、工事業者全体には文書による指導を行っていたところでございます。違反件数については、申しわけございませんが、集計はしてございません。しかしながら、依然として違反行為が発生していたことから、本年度より集計を始めまして、平成30年度は舗装本復旧の無断施工が14件確認されております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 それでは、異なる組成での復旧行為というものは、当企業団区域内で確認されているのか伺います。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

道路復旧工事の組成の誤りについては、道路管理者からも指摘が多くなっており、企

業団でも確認を厳格化いたしました。道路組成については、工事写真の提出時に確認をしており、組成の誤りが確認された場合には、必要により道路管理者と協議の上、工事事業者に対し是正指導を行っています。平成30年度につきましては、13件の是正指導を行いました。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 違反業者の特徴がありましたらお示してください。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

舗装本復旧工事について許可期間外の無断施行の違反行為を行った工事事業者は、管内業者が7件、管外業者も7件、全て埼玉県内の事業者です。

道路の組成誤りについては、管内業者が5件、管外業者が8件、全て埼玉県内の事業者です。

特段地域的な特徴は見られませんが、工事事業者における管理体制や法令遵守意識の軽重によるところが大きいものと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 2番、田中栄議員。

○2番 田中 栄議員 特段の業者ではないとの答弁をいただきました。そうしますと、不適切行為を減点で抑制するという考え方は一理ございます。ただ、積極的、インセンティブを与えることでの抑制策もあろうかと考えます。よい技術者の確保も、質の高い工事を行う上では欠かせないことだと思います。長年にわたり、水道普及に尽力されている指定給水装置工事事業者もあるかと思えます。技術の継承も重要であり、モチベーションの上がるような方策、何らかのインセンティブを与える方策が必要かと思えます。

私ごとですけれども、お風呂の給水栓とか不具合がございまして困っているときに、宣伝されている大手さんでもよいのですけれども、出張料金とかも結構かかりますので、どこにしようかと悩むわけです。そのときに、お墨つきではないですが、ここは優良ですよとわかると助かります。そして、それは同時に事業者へのインセンティブ報酬になろうかと思えます。水道法改正において、市民が業者選択の参考にできるような情報発信することが求められているとのことでしたが、お考えをお示してください。

○杉田恭之議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

水道事業者が確認した工事事業者の情報を情報発信することは、市民が業者選定をす

る上で、大変参考になるものと考えております。工事事業者の所在地や連絡先を初め、営業時間、漏水等修繕対応の可否や、水道事業者が開催する講習会の受講状況などについて、一覧により比較検討できれば、より迅速な業者選定が可能になるかと思われれます。今後、情報提供の手段や方法等を検討し、実施したいと考えております。

以上でございます。

○2番 田中 栄議員 了解しました。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

○2番 田中 栄議員 はい。

○杉田恭之議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○杉田恭之議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位を初め、ご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。



◎企業長の挨拶

○杉田恭之議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。

本日、議員の各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

暦の上では立春を迎えたとはいえ、まだまだ寒い日が続くようでございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のため、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前 11 時 59 分)

○杉田恭之議長 これをもちまして、平成31年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。